



環廃産発第 090824001 号

平成 21 年 8 月 24 日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長



「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、POPs 廃農薬の処理につきましては、平成 16 年 10 月 12 日付け環産廃発第 041012002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項について」の別添「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（以下「技術的留意事項」という。）に基づき行うよう御指導いただいていたところですが、その後、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締約国会合における「POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン」の採択、また、国内における「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」（平成 20 年 1 月 17 日環境省水・大気局土壌環境課農薬環境管理室）の策定といった情勢の変化や新たな知見の蓄積、実際の運用に際しての課題等に対応するため、今般、別添のとおり技術的留意事項の改訂を行いました。

貴都道府県・政令市におかれましては、改めて本技術的留意事項を分解処理業者等の関係者に周知いただくとともに、POPs 廃農薬の適正処理確保の観点から、分解処理計画及び処理完了報告書の提出要請を行うことや、分解処理業者への立入検査に際して記録・保存されたデータの確認を行うこと等により、分解率や排出目標の達成等の確認を徹底していただくようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

